

ご依頼者様



大隅行政書士
コンサルティング

経営管理ビザ更新への事業計画・経営改善見通し評価書作成 ご提案書

2024年 11月

大隅行政書士コンサルティング
行政書士・中小企業診断士
大隅 隆志

この度は、ご相談をいただきまして誠にありがとうございます。
経営・管理ビザの更新における中小企業診断士等からの「経営改善の見通しについての
評価書」を入国管理局より提出を求められておられる状況かと存じます。

これらへ対応すべく、次のとおりご提案を申し上げます。

- ・課題と背景
- ・提案内容
- ・納品物
- ・スケジュール(案)
- ・お見積り

お困りのことへ当方にて支援できましたら幸いです。

大隅行政書士コンサルティング
行政書士・中小企業診断士 大隅 隆志

課題

- ・海外経営者の就業に在留資格を取得/更新をしているが、入国管理局へ「経営改善の見通しについての評価書」の提出する必要がある。
- ・入国と就業の期日が近づいており、急ぎ対応する必要がある。

背景

以下のいずれかの可能性があります。

- ・入国管理局より事業の継続性が確認できない状況である
- ・直近期にて利益剰余金がない、欠損金がある
- ・直近期において売上総利益がない(ゼロまたはマイナス)
- ・直近期末において債務超過となっている
- ・直近期末が債務超過ではないが、赤字決算である

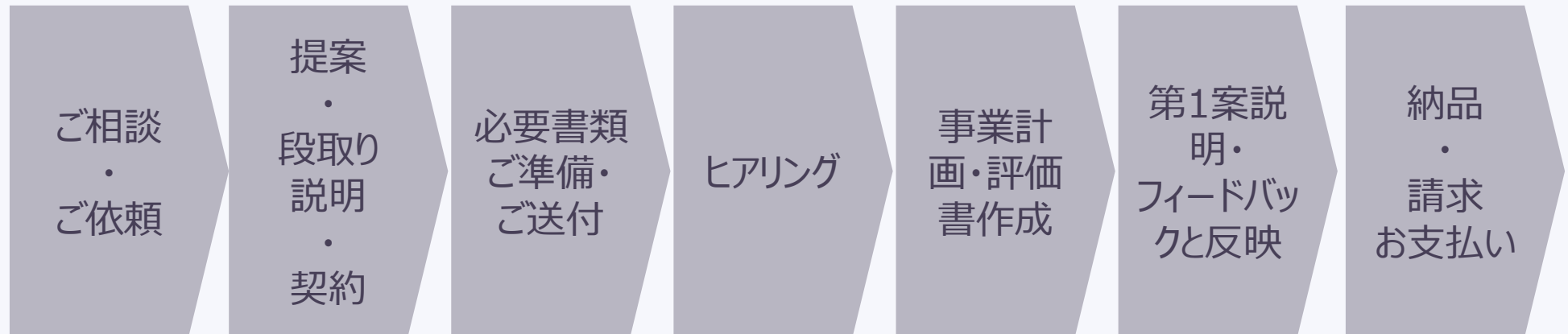
※2期連続債務超過や売上総利益がない場合は、特別な事情がないと判断されると事業の継続性が認められないことになる可能性が高いです。

提案

- ・中小企業診断士・行政書士の当方専門家にて、入国管理局へ提出が必要な「事業計画書」・「経営改善の見通しについての評価書」を作成します。
- ・直近3か年の決算書と経営責任者からの情報提供(ヒアリング)を通じて、改善への見通しを資料へ反映して納品します。

進め方

次のステップで対応します。



納品物

納品します成果物は以下の通りです。

- ・「事業計画書」
- ・「経営改善の見通しについての評価書」

これら書類は、「大阪府中小企業診断士会」推奨様式に準じます。

※ただしこれらは、経営管理VISA更新が確約されるわけではありません。
ご了承ください。

ご希望納期に向けまして調整いたしますが、以下の目安で推進いたします。

N日	N+1	N+2	N+3	N+4	N+5	N+6	N+7	N+8	N+9	N+10	N+11	N+12	N+13	N+14
ご相談 ・ ご依頼	提案 段取り 説明 契約							納品	入国管 理手続 きへ					
		必要書類 ご準備・ ご送付			ヒアリ ング									
				事業計画・評価書作成 (3~4週間)				※経営改善策の詳細検討が 必要な場合、更に日数がかかる ことがあります。						

※当スケジュールは標準的な場合のものです。状況により予定を見直します。

お見積り

以下の金額でお見積もりいたします。

事業計画評価書作成

¥120,000(税別)

- ・納品時に請求書を発行しますので、納品の翌月末までにお支払いをお願いします。
- ・事業計画や経営改善への課題と対策の詳細整理をお求めの場合、内容に応じて必要工数分についてこれらの追加費用を見積いたします(目安:1時間 ¥10,000)。
- ・大阪市内等近隣への出張旅費は含みます。遠地へ出張は別途実費精算といたします。
- ・紙面による納品のご希望等への対応での郵送費用は含みません。別途実費精算といたします。
- ・契約後のご依頼者からの一方的な解約は、原則お受けできません。
どうしても中断する場合の請求額については、状況と合わせて協議といたします。

【国家資格 中小企業診断士25年・行政書士による経営改善・補助金申請の専門家】

行政書士、中小企業診断士、ITコーディネーターとして『経営』と『IT』と『法律』に精通した専門家です。企業診断など中小企業診断士歴約25年の専門家が事業計画策定、ITやDXの観点や人材育成研修講師などの経験をもって、皆様の事情を勘案して経営コンサルティング、補助金申請支援、企業診断等の対応をいたします。

当社は、大阪を中心に、京都、兵庫(神戸)、奈良、など関西を中心ですが、リモート対応も致しますため全国支援いたします。大阪は東大阪にて事業運営しておりますので、大阪市、東大阪市、大東市、八尾市、門真市、守口市などが近隣地区となります。

私はシステムエンジニアや業務プロセスコンサルタントとして約30年の実務を経験してまいりました。現在はDX推進企画で特に製造やSCM領域、経営管理領域のデータ活用促進や、KPI策定したSCM業務改革として在庫削減などのプロジェクトにも取り組んできた経験を持っております。

中小企業診断士としては約25年間に、中小企業の経営者への企業診断で経営課題や業務課題と対策のご提言をチームで対応もしてまいりました。飲食店や卸売業、小売業など製造業以外にも幅広くご支援しております。

補助金申請をお考えの中小企業の経営者様へ、補助事業の思いや意向をくみとり、官公庁への提出する書類作成の専門家である行政書士であり、中小企業の経営改革支援の専門家である中小企業診断士でもある弊社が、御社の補助金活用による事業展開を支えるパートナーとしてしっかりとお手伝いいたします。

※行政書士は官公庁へ提出する書類を作成する資格として法で定められております。26年1月行政書士法改正により、(補助金申請を含め)報酬を得て官公庁へ提出する書類作成は行政書士とされています。(一部独占業務の資格を除く)行政書士ですので補助金申請書類の作成にもご安心してご依頼いただけます。



大隅行政書士コンサルティング
中小企業庁認定

経営革新等支援機関

中小企業診断士(登録番号: 301396)

行政書士(登録番号: 23261862号)

大隅 隆志

〒577-0056

大阪府東大阪市長堂1-2-16-405

www.osumigyosei.com

メール:

consulting@osumigyosei.com

